

建設業の経営事項審査の加点対象について

建設業法施行規則の一部改正に伴い、経営事項審査の社会性評価項目で、防災協定を締結している業者には、加点数が20点となります。

本協会は、平成18年7月26日に和歌山県と「大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定」を締結し、会員の皆様には本会交付の証明書によりこの制度を活用いただけます。

なお、他の団体ですでに災害防止協定等同様の加点を受けている場合は、二重に加点を受けることはできませんので、ご注意ください。

証明書発行を希望される方は、「経審の防災協定に係る協会加入証明交付願」に、必要事項をご記入のうえ、FAXでお申し込み下さい。

また、本会ウェブサイトからダウンロードもしくは、本会にお問合せの上でも、入手できますので、協会へ申請してください。

経審の防災協定に係る協会加入証明交付願

※必ず全てご記入ください

許可番号 (土木、建築に関する)	(例) 国土交通大臣許可(特-9)第 22222 号 和歌山県知事許可(般-11)第 11111 号
許可年月日	
会社名	
代表者氏名	
所在地	
TEL 番号	
FAX 番号	
経審の審査基準日 (直近の決算日)	令和 年 月 日

申請年月日 令和 年 月 日

一般社団法人 和歌山県産業資源循環協会
会長 目 良 敏 様

FAX でお申し込みください。(FAX 番号 : 073-424-5553)